

動物愛護管理法の改正概要について

1. 動物愛護管理法改正の経緯について

1 動物愛護管理法の改正について

(1) 法制定等の経緯

昭和48年9月、議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定。
平成11年12月、議員立法により改正（名称を「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正、動物取扱業の届出制を導入等）。
施行後5年（平成17年）を目途として施行状況について検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる旨の附則及び課題等を示した附帯決議あり。

(2) 各党における改正案の検討について

平成11年改正の附則・附帯決議に基づき、自由民主党、公明党、民主党では、小委員会やワーキングチームが設けられ、意見交換を行いながら改正案の検討が進められた。3党は、社民党、共産党とも協議し、共同で同法改正案を取りまとめ、国会提出。平成17年6月15日成立、6月22日公布。

2 動物の愛護管理のあり方検討会について

環境省においては、自然環境局長の懇談会である「動物の愛護管理のあり方検討会」を設けて、同法の施行状況や課題について調査等を進め、各党における検討に協力してきた。

2. 改正法の概要について

1 基本指針及び動物愛護管理推進計画の策定

環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、基本的な指針を定める。
都道府県は当該指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。

2 動物取扱業の適正化

(1) 「登録制」の導入

現行の届出制を登録制に移行し、悪質な業者について登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置を設ける。
登録動物取扱業者について氏名、登録番号等を記した標識の掲示を義務付ける。

(2) 「動物取扱責任者」の選任及び研修の義務付け

事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任を義務付ける。
「動物取扱責任者」に、都道府県知事等が行う研修会受講を義務付ける。

(3) 動物取扱業の範囲の見直し

動物取扱業として、新たに、インターネットによる販売等の施設を持たない業を追加する。また、「動物触れ合い施設」が含まれることを明確化する。

(4) 生活環境の保全上の支障の防止

動物の管理方法等に関して、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守を義務付ける。

3 個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化

- (1) 動物の所有者を明らかにするための措置の具体的内容を環境大臣が定める。
- (2) 人の生命等に害を加えるおそれがあるとして政令で定める特定動物について、個体識別措置を義務付ける。
- (3) 特定動物による危害等防止の徹底を図るため、その飼養又は保管について全国一律の規制を導入する。(現行制度は、必要に応じた条例規制)

4 動物を科学上の利用に供する場合の配慮

動物を科学上の利用に供する場合に、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」を加える。(現在は、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」と規定)

5 その他

学校等における動物愛護の普及啓発：動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するため、教育活動等が行われる場所の例示として、「学校、地域、家庭等」と明記する。

動物由来感染症の予防：動物の所有者等の責務規定として、「動物に起因する感染性の疾病の予防のために必要な注意を払うよう努めること」を追加する。
犬ねこの引取り業務の委託先：都道府県知事等が実施する犬又はねこの引取りについて、「動物の愛護を目的とする団体」が委託先になりうることを明記する。

罰則：登録制への移行、特定動物の飼養等規制の全国一律化等に伴い設けられた措置に関し、必要に応じて罰則を設ける。愛護動物に対する虐待等について、罰金を30万円以下から50万円以下に強化する。

検討条項：この改正法案の施行後5年を目途として、必要に応じて所要の措置を講ずる旨の検討条項を設ける。

・ 施行日

公布の日(平成17年6月22日)から1年を超えない範囲内において政令で定める日